



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年7月7日金曜日 第2889号外1

◇ 目 次 ◇ 条 例

- 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例……………（人事課職員厚生室） …… 1
- 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………（税務課） …… 3
- 愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例……………（ 〃 ） ……11
- 愛媛県核燃料税条例の一部を改正する条例……………（ 〃 ） ……16
- 愛媛県個人情報保護条例及び愛媛県情報公開条例の一部を改正する条例……………（広報広聴課） ……18
- 愛媛県事務処理の特例に関する条例及び愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………（子育て支援課） ……20

条 例

○愛媛県条例第30号

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年7月7日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例

愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（失業者の退職手当）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 第1項、第2項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第2項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) その者が次のいずれかに該当する場合</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第32条各号に掲げる者であつて、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>10 第1項、第2項及び第4項から前項までに定めるもののほか、</p>	<p>（失業者の退職手当）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 第1項、第2項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第2項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>10 第1項、第2項及び第4項から前項までに定めるもののほか、</p>

第1項又は第2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法第36条、第37条及び第56条の3から第59条までの規定に準じて人事委員会規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給する。

(1)～(4) 省略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、移転費

(6) 省略

11～15 省略

附 則

38 省略

39 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第9項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第32条各号に掲げる者であつて、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第32条各号に掲げる者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、公共職業安定所長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とする。

（アに掲げる者を除く。）
当であると認めたものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第10項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の愛媛県職員退職手当条例（以下「新条例」という。）第10条第9項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第39項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した愛媛県職員退職手当条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて愛媛県職員退職手当条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第2項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。

3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第10項（第5号に係る部分に限り、愛媛県職員退職手当条例第10条第11項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

第1項又は第2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法第36条、第37条及び第56条の3から第59条までの規定に準じて人事委員会規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給する。

(1)～(4) 省略

(5) 公共職業安定所

の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、移転費

(6) 省略

11～15 省略

附 則

38 省略

○愛媛県条例第31号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年 7月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業税の納税義務者等）</p> <p>第18条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて、その法人に課する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 電気供給業、ガス供給業、<u>保険業及び貿易保険業</u> 収入割額 2～4 省略</p> <p>（法人の事業税の税率等）</p> <p>第18条の2 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、<u>保険業及び貿易保険業</u>を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 電気供給業、ガス供給業、<u>保険業及び貿易保険業</u>に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.3を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 省略</p> <p>（不動産取得税の納税義務者等）</p> <p>第19条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分（以下この条において「<u>専有部分</u>」という。）の取得があつた場合には _____、当該専有部分の属する家屋 _____（同法第4条第2項の規定により同法第2条第4項に規定する共用部分（以下この条において「<u>共用部分</u>」という。）とされた附属の建物を含む。）の価格を同法第14条第1項から第3項までの規定の例により算定した _____ 専有部分の床面積の割合（専有部分の天井の高さ、<u>附帯設備の程度</u>その他<u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）</u>で定める事項について著しい差違がある場合には _____、その差違に応じて同省令 _____ で定めるところにより当該割合を補正した割合。第6項において同じ。）により按分して _____ 得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。</p> <p>5 <u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1項第1号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が2個以上のもの（以下この条において「<u>居住用超高層建築物</u>」という。）において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合（専有部分の天井の高</u></p>	<p>（事業税の納税義務者等）</p> <p>第18条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて、その法人に課する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 電気供給業、ガス供給業<u>及び保険業</u> _____ 収入割額 2～4 省略</p> <p>（法人の事業税の税率等）</p> <p>第18条の2 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業<u>及び保険業</u> _____を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 電気供給業、ガス供給業<u>及び保険業</u> _____ に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.3を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 省略</p> <p>（不動産取得税の納税義務者等）</p> <p>第19条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の<u>専有部分</u> _____ の取得があつた場合においては、当該専有部分の属する <u>1棟の建物</u>（同法第4条第2項の規定により <u>共用部分</u> _____ とされた附属の建物を含む。）の価格を同法第14条第1項から第3項までに規定する計算の例によつて算定して得られる専有部分の床面積の割合（専有部分の天井の高さ、<u>附帯設備の程度</u>等 _____ について著しい差違がある場合においては、その差違に応じて<u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）</u>で定めるところにより当該割合を補正した割合。<u>次項</u>において同じ。）によつて<u>あん分して</u>得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。</p>

さ、附帯設備の程度その他地方税法施行規則で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて同省令で定めるところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。)により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

(1) 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積(当該専有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第2条第2項に規定する区分所有者(次項において「区分所有者」という。)が同法第3条に規定する一部共用部分(附属の建物であるものを除く。)で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第14条第2項及び第3項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。)を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して地方税法施行規則で定めるところにより補正した当該専有部分の床面積

(2) 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積
6 _____ 共用部分のみの建築があつた場合には _____、当該建築に係る共用部分に係る _____ 区分所有者が、当該建築に係る共用部分の価格を建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定の例により算定した _____ 専有部分の床面積の割合(居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があつた場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合)により按分して得た額に相当する価格の家屋を取得したものとみなして、不動産取得税を課する。

- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第19条の2 法第73条の14第11項から第13項までの条例で定める割合は、3分の2とする。

第19条の2の2 省略
(自動車税の減免)

第46条の2 省略

2 知事は、自動車税の賦課期日において、古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商である中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示する(ただし、修理等のために展示できない場合は、この限りでない。)自動車であつて、道路運送車両法第4条に規定する自動車登録ファイルに当該中古自動車販売業者が所有者及び使用者として記録されているものに対して課する自動車税については、当該中古自動車販売業者の申請により、当該自動車税の年額の12分の3に相当する額(当該自動車税の納税義務が4月1日から5月31日までの間に消滅した場合は、法第150条第2項の規定により、その消滅した月まで月割をもつて課されることとされる自動車税に相当する額)を減額することができる。ただし、当該中古自動車販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 省略
- (2) 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第22条の28第1項 _____ の規定により通告処分 _____ を受け、それぞれその刑の執行を終

5 建物の区分所有等に関する法律第2条第4項の共用部分のみの建築があつた場合においては、当該建築に係る共用部分に係る同条第2項の区分所有者が当該建築に係る共用部分の価格を同法 _____ 第14条第1項から第3項までに規定する計算の例によつて算定して得られる専有部分の床面積の割合によつてあん分して _____

_____ 得た額に相当する価格の家屋を取得したものとみなして、不動産取得税を課する。

- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略

第19条の2 省略
(自動車税の減免)

第46条の2 省略

2 知事は、自動車税の賦課期日において、古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商である中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示する(ただし、修理等のために展示できない場合は、この限りでない。)自動車であつて、道路運送車両法第4条に規定する自動車登録ファイルに当該中古自動車販売業者が所有者及び使用者として記録されているものに対して課する自動車税については、当該中古自動車販売業者の申請により、当該自動車税の年額の12分の3に相当する額(当該自動車税の納税義務が4月1日から5月31日までの間に消滅した場合は、法第150条第2項の規定により、その消滅した月まで月割をもつて課されることとされる自動車税に相当する額)を減額することができる。ただし、当該中古自動車販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 省略
- (2) 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法において準用する国税犯則取締法(明治33年法律第67号)第14条第1項の規定により通告処分(料りに相当する金額に係る通告処分を除く。)を受け、それぞれその刑の執行を終

わり、若しくは 執行を受けることがなくなつた日又はその
通告の旨を履行した日から3年を経過していない者

(3) 省略

3 省略

(固定資産税の納税義務者等)

第57条 省略

2 固定資産税の課税標準は、大規模の償却資産の価額（法第349条の2、第349条の3又は第349条の3の4の規定により固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）のうち法第349条の4及び第349条の5の規定により 当該大規模の償却資産が所在する市町が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額とする。

(狩猟税の税率)

第62条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 省略

(2) 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 1登録につき 11,000円

(3) 省略

(4) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 1登録につき 5,500円

(5) 省略

2 省略

(徴税吏員及び検税吏員の証票)

第79条 省略

2 徴税吏員が法第1章第16節第1款の規定により 県税に関する犯則事件の調査を行う場合においては、次の証票を携帯する。

省略

附 則

(個人の県民税の税額控除の特例)

第5条 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者及び同項第9号に規定する扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1)～(3) 省略

2 省略

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の県民税

わり、若しくは 刑の執行を受けることがなくなつた日又はその
通告の旨を履行した日から3年を経過していない者

(3) 省略

3 省略

(固定資産税の納税義務者等)

第57条 省略

2 固定資産税の課税標準は、大規模の償却資産の価額（法第349条の2 又は第349条の3の規定によつて 固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）のうち法第349条の4及び第349条の5の規定によつて当該大規模の償却資産が所在する市町が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額とする。

(狩猟税の税率)

第62条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 省略

(2) 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 1登録につき 11,000円

(3) 省略

(4) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 1登録につき 5,500円

(5) 省略

2 省略

(徴税吏員及び検税吏員の証票)

第79条 省略

2 徴税吏員が国税犯則取締法の準用規定によつて、県税に関する犯則事件の調査を行う場合においては、次の証票を携帯する。

省略

附 則

(個人の県民税の税額控除の特例)

第5条 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び 扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は 扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1)～(3) 省略

2 省略

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の県民税

に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛（以下この項において「免税対象飼育牛」という。）に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、法附則第6条第1項に規定する申告書にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第12条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1)・(2) 省略

2 省略

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第20条 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第19条の2の2の規定にかかわらず、100分の3とする。

（自動車取得税の税率の特例）

第22条の2 省略

2 次に掲げる自動車

_____で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で地方税法施行規則で定めるもの（以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン

に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛（以下この項において「免税対象飼育牛」という。）に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、法附則第6条第1項に規定する申告書にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第12条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1)・(2) 省略

2 省略

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第20条 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第19条の2_____の規定にかかわらず、100分の3とする。

（自動車取得税の税率の特例）

第22条の2 省略

2 ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）（車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で地方税法施行規則で定めるもの（以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒

軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で地方税法施行規則で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基

素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効
率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

3 次に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

4 次に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項まで又は前2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効
率

_____に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

イ 省略

(2) 石油ガス自動車 _____

_____のうち、次のいずれにも該当する乗用車で地方税法施行規則で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準

_____に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準

_____に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ 省略

5 次に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項まで又は前3項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同

3 次に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

4 次に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項まで又は前2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて

平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

イ 省略

(2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で地方税法施行規則で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ 省略

5 次に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項まで又は前3項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同

条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

6 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定又は第2項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

7 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定又は第2項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

8 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定又は第2項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率 _____ 以上であること。

イ 省略

(2) 省略

条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

6 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定又は第2項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

7 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定又は第2項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

8 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定又は第2項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率 _____ に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 省略

(2) 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第18条第1項第2号並びに第18条の2第1項及び第2項の改正規定、第19条の2を第19条の2の2とし、第19条の次に1条を加える改正規定、第57条第2項並びに附則第8条第1項及び第20条の改正規定並びに次項、附則第4項及び第7項から第9項までの規定 公布の日

(2) 第62条第1項及び附則第5条第1項の改正規定 平成31年1月1日

(事業税に関する経過措置)

2 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第18条第1項（第2号に係る部分に限る。）並びに第18条の2第1項及び第2項の規定は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 新条例第19条第5項及び第6項の規定は、平成29年4月1日以後に新築された同条第5項に規定する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第4条第2項の規定により同法第2条第4項に規定する共用部分（以下「共用部分」という。）とされた附属の建物を含む。）（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分（同法第2条第3項に規定する専有部分をいう。以下同じ。）を有するものを除く。）の専有部分等（専有部分及び共用部分をいう。以下同じ。）のこの条例の施

行の日（以下「施行日」という。）以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同月 1 日前に新築された改正前の愛媛県
 県税賦課徴収条例第19条第 4 項の 1 棟の建物（同法第 4 条第 2 項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下「特定家屋」と
 いう。）の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を
 有するものに限る。）の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供
 する専有部分を有するものを除く。）の専有部分等の施行日前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例第19条の 2 の規定は、附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適
 用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

5 新条例附則第22条の 2 第 2 項及び第 8 項（第 1 号ア(イ)に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自
 動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

6 新条例第46条の 2 第 2 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する
 法律（平成29年法律第 2 号。以下「改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）において準用する
 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第 4 号）第10条の規定による廃止前の国税則取締法（明治33年法律第67号）第14
 条第 1 項の規定による通告処分は、改正法第 2 条の規定による改正後の地方税法第22条の28第 1 項の規定による通告処分とみなす。

（愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

7 愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和62年愛媛県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（不動産取得税の不均一課税）</p> <p>第 3 条 計画区域内において指定期間内に新設し、又は増設された特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、愛媛県県税賦課徴収条例第19条の 2 の 2 の規定にかかわらず、100分の 0.4 とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（不動産取得税の不均一課税の特例）</p> <p>2 平成18年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日までの間に第 3 条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「<u>第19条の 2 の 2</u>」とあるのは「<u>第19条の 2 の 2</u>及び附則第20条」と、「100分の 0.4」とあるのは「100分の 0.3」とする。</p>	<p>（不動産取得税の不均一課税）</p> <p>第 3 条 計画区域内において指定期間内に新設し、又は増設された特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、愛媛県県税賦課徴収条例第19条の 2 の 2 の規定にかかわらず、100分の 0.4 とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（不動産取得税の不均一課税の特例）</p> <p>2 平成18年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日までの間に第 3 条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「<u>第19条の 2</u>」とあるのは「<u>第19条の 2</u>及び附則第20条」と、「100分の 0.4」とあるのは「100分の 0.3」とする。</p>

（愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

8 愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例（平成14年愛媛県条例第47号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（不動産取得税の不均一課税）</p> <p>第 3 条 原子力発電施設等立地地域の区域内において指定期間内に新設し、又は増設された対象設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、愛媛県県税賦課徴収条例第19条の 2 の 2 の規定にかかわらず、100分の 0.4 とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（不動産取得税の不均一課税の特例）</p> <p>2 平成18年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日までの間に第 3 条に規</p>	<p>（不動産取得税の不均一課税）</p> <p>第 3 条 原子力発電施設等立地地域の区域内において指定期間内に新設し、又は増設された対象設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、愛媛県県税賦課徴収条例第19条の 2 の 2 の規定にかかわらず、100分の 0.4 とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（不動産取得税の不均一課税の特例）</p> <p>2 平成18年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日までの間に第 3 条に規</p>

定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2の2」とあるのは「第19条の2の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

(愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

9 愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例(平成28年愛媛県条例第12号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第3条 公示日から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた認定事業者であって、地方活力向上地域内において指定期間内に当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って特別償却設備を新設し、又は増設したものに課する不動産取得税で、当該新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例第19条の2の2の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(不動産取得税の不均一課税の特例)</p> <p>2 この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「<u>第19条の2の2</u>」とあるのは「<u>第19条の2の2</u>及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。</p>	<p>(不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第3条 公示日から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた認定事業者であって、地方活力向上地域内において指定期間内に当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って特別償却設備を新設し、又は増設したものに課する不動産取得税で、当該新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例第19条の2 の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(不動産取得税の不均一課税の特例)</p> <p>2 この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「<u>第19条の2</u>」とあるのは「<u>第19条の2</u>及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。</p>

○愛媛県条例第32号

愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年7月7日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

(愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第1条 愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例(昭和45年愛媛県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の特別措置)</p> <p>第2条 過疎地域内において、過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成31年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号)第1条第1号イに規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から次の各号の区分により計算した額を控除する。</p> <p>(1) その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和39年法</p>	<p>(事業税の特別措置)</p> <p>第2条 過疎地域内において、過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成29年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号)第1条第1号イに規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から次の各号の区分により計算した額を控除する。</p> <p>(1) その行う主たる事業が電気供給業_____</p>

律第170号) 第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。)を除く。以下同じ。)、ガス供給業又は倉庫業である法人

県内の 当該特別償却設備に係る固定資産の価額
事業税 × 県内の事務所又は事業所の固定資産の価額(主
の課税 たる事業が電気供給業又はガス供給業である法
標準と 人にあつては、当該固定資産の価額のうち製造
すべき 事業用、農林水産物等販売業(過疎地域自立
当該事 促進特別措置法第30条に規定する農林水産物等
業年度 販売業をいう。)用又は旅館業用の設備に係
の所得 る固定資産の価額)

(2) 省略

2 省略

3 第1項の固定資産の価額又は従業者の数は、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の48第4項から第6項まで、第11項及び第12項又は第72条の54第2項の規定の例により算定するものとする。

、ガス供給業
又は倉庫業である法人

県内の 当該特別償却設備に係る固定資産の価額
事業税 × 県内の事務所又は事業所の固定資産の価額(主
の課税 たる事業が電気供給業又はガス供給業である法
標準と 人にあつては、当該固定資産の価額のうち製造
すべき 事業用、情報通信技術利用事業(過疎地域自立
当該事 促進特別措置法第30条に規定する情報通信技術
業年度 利用事業をいう。)用又は旅館業用の設備に係
の所得 る固定資産の価額)

(2) 省略

2 省略

3 第1項の固定資産の価額又は従業者の数は、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の48第4項から第6項まで、第9項及び第10項又は第72条の54第2項の規定の例により算定するものとする。

(愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(昭和62年愛媛県条例第5号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 半島振興法第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された同法第9条の2第2項第1号に規定する計画区域(以下「計画区域」という。)内において、当該認定産業振興促進計画に記載された同項第4号の計画期間(以下「計画期間」という。)の初日から平成31年3月31日までの期間(当該計画期間の末日が同月31日前である場合にあつては当該計画期間、当該地区が同日前に半島振興対策実施地域に該当しないこととなつた場合にあつては当該計画期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間、同月31日前に同法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第9条の5第1項に規定する認定が取り消された場合にあつては当該計画期間の初日からその取り消された日までの期間)(以下「指定期間」という。)内に、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)第1条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に課する事業税で、次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして次の第4号又は第5号の区分により計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度の区分に応じそれぞれ次の第1号から第3号までに定める率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を除く。以下同じ。)、ガス供給業又は倉庫業である法人</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 半島振興法第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された同法第9条の2第2項第1号に規定する計画区域(以下「計画区域」という。)内において、当該認定産業振興促進計画に記載された同項第4号の計画期間(以下「計画期間」という。)の初日から平成29年3月31日までの期間(当該計画期間の末日が同月31日前である場合にあつては当該計画期間、当該地区が同日前に半島振興対策実施地域に該当しないこととなつた場合にあつては当該計画期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間、同月31日前に同法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第9条の5第1項に規定する認定が取り消された場合にあつては当該計画期間の初日からその取り消された日までの期間)(以下「指定期間」という。)内に、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)第1条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に課する事業税で、次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして次の第4号又は第5号の区分により計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度の区分に応じそれぞれ次の第1号から第3号までに定める率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) その行う主たる事業が電気供給業_____、ガス供給業 _____、ガス供給業 又は倉庫業である法人</p>

県内の事業税の課税標準とすべき当該事業年度の所得

$$\times \frac{\text{当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額}}{\text{県内の事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業である法人にあつては、当該固定資産の価額のうち製造事業用の設備に係る固定資産の価額）}}$$

(5) 省略

2 前項の固定資産の価額又は従業者の数は、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48第4項から第6項まで、第11項及び第12項又は第72条の54第2項の規定の例により算定するものとする。

附 則

（不動産取得税の不均一課税の特例）

2 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

県内の事業税の課税標準とすべき当該事業年度の所得

$$\times \frac{\text{当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額}}{\text{県内の事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業である法人にあつては、当該固定資産の価額のうち製造事業用の設備に係る固定資産の価額）}}$$

(5) 省略

2 前項の固定資産の価額又は従業者の数は、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48第4項から第6項まで、第9項及び第10項又は第72条の54第2項の規定の例により算定するものとする。

附 則

（不動産取得税の不均一課税の特例）

2 平成18年4月1日から平成29年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

（愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第3条 愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例（平成14年愛媛県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業税の不均一課税）</p> <p>第2条 原子力発電施設等立地地域の区域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第3条第3項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から平成31年3月31日までの期間（以下「指定期間」という。）内に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成13年総務省令第54号）第1条第1項第1号に規定する製造業等の用に供する設備で、これを構成する減価償却資産のうち同条第2項に規定する対象設備（以下「対象設備」という。）を含むものを新設し、又は増設した者に課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 前項の当該新設し、又は増設した設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める算式によって計算した額とする。</p> <p>(1) その行う主たる事業が電気供給業（<u>電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下同じ。）</u>、ガス供給業又は倉庫業である法人</p> $\frac{\text{県内の事業税の課税標準とすべき当該事業年度の所得}}{\text{県内の事務所又は事業所の固定資産の価額}} \times \frac{\text{当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額}}{\text{県内の事務所又は事業所の固定資産の価額}}$	<p>（事業税の不均一課税）</p> <p>第2条 原子力発電施設等立地地域の区域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第3条第3項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から平成29年3月31日までの期間（以下「指定期間」という。）内に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成13年総務省令第54号）第1条第1項第1号に規定する製造業等の用に供する設備で、これを構成する減価償却資産のうち同条第2項に規定する対象設備（以下「対象設備」という。）を含むものを新設し、又は増設した者に課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 前項の当該新設し、又は増設した設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める算式によって計算した額とする。</p> <p>(1) その行う主たる事業が電気供給業_____、ガス供給業_____又は倉庫業である法人</p> $\frac{\text{県内の事業税の課税標準とすべき当該事業年度の所得}}{\text{県内の事務所又は事業所の固定資産の価額}} \times \frac{\text{当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額}}{\text{県内の事務所又は事業所の固定資産の価額}}$

<p>業年度の所得 額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業である法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造業等の用に供する設備に係る固定資産の価額）</p> <p>(2) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 第2項の固定資産の価額若しくは従業者の数又は前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48第4項から第6項まで、<u>第11項及び第12項</u>又は第72条の54第2項の規定の例により算定するものとする。</p> <p>附 則 （不動産取得税の不均一課税の特例）</p> <p>2 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。</p>	<p>業年度の所得 額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業である法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造業等の用に供する設備に係る固定資産の価額）</p> <p>(2) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 第2項の固定資産の価額若しくは従業者の数又は前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48第4項から第6項まで、<u>第9項及び第10項</u>又は第72条の54第2項の規定の例により算定するものとする。</p> <p>附 則 （不動産取得税の不均一課税の特例）</p> <p>2 平成18年4月1日から平成29年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。</p>
---	--

（愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第4条 愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例（平成20年愛媛県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（不動産取得税の課税免除）</p> <p>第2条 同意集積区域内において、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条第1項に規定する基本計画の同条第5項の規定による同意（当該同意が平成30年3月31日までに<u>行われたものに限る。</u>）の日から起算して5年以内に、同法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って同法第9条第1項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第3条に規定する対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（当該同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）をした事業者（同法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって同省令第4条各号に定めるものに属する事業を行う者に限る。）に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。</p>	<p>（不動産取得税の課税免除）</p> <p>第2条 同意集積区域内において、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条第1項に規定する基本計画の同条第5項の規定による同意（当該同意が平成29年3月31日までに<u>行われたものに限る。</u>）の日から起算して5年以内に、同法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って同法第9条第1項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第3条に規定する対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（当該同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）をした事業者（同法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって同省令第4条各号に定めるものに属する事業を行う者に限る。）に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。</p>

（愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第5条 愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（平成25年愛媛県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業税の課税免除）</p> <p>第2条 離島振興対策実施地域内において、離島振興法第2条第2項の規定による公示の日（その日が平成25年4月1日前である場合には、同日。以下「公示日」という。）から平成31年3月31日までの期間（以下「指定期間」という。）内に、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第2号又は第45条第</p>	<p>（事業税の課税免除）</p> <p>第2条 離島振興対策実施地域内において、離島振興法第2条第2項の規定による公示の日（その日が平成25年4月1日前である場合には、同日。以下「公示日」という。）から平成29年3月31日までの期間（以下「指定期間」という。）内に、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第2号又は第45条第</p>

2項の表の第2号の規定の適用を受ける設備（離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第2条第1号イに規定する特別償却設備に限る。以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める算式によって計算した額を控除する。

(1) その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下同じ。）、ガス供給業又は倉庫業である法人

$$\text{県内の事業税の課税標準とすべき当該事業年度の所得} \times \frac{\text{当該特別償却設備に係る固定資産の価額}}{\text{県内の事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業である法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造事業用の設備に係る固定資産の価額）}}$$

(2) 省略

2・3 省略

4 第1項の固定資産の価額若しくは従業者の数又は前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48第4項から第6項まで、第11項及び第12項又は第72条の54第2項の規定の例により算定するものとする。

2項の表の第2号の規定の適用を受ける設備（離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第2条第1号イに規定する特別償却設備に限る。以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める算式によって計算した額を控除する。

(1) その行う主たる事業が電気供給業 _____、ガス供給業 _____、ガス供給業 _____、ガス供給業 _____

$$\text{県内の事業税の課税標準とすべき当該事業年度の所得} \times \frac{\text{当該特別償却設備に係る固定資産の価額}}{\text{県内の事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業である法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造事業用の設備に係る固定資産の価額）}}$$

(2) 省略

2・3 省略

4 第1項の固定資産の価額若しくは従業者の数又は前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48第4項から第6項まで、第9項及び第10項又は第72条の54第2項の規定の例により算定するものとする。

（愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第6条 愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（平成28年愛媛県条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業税の不均一課税）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額とする。</p> <p>(1) 電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額</p> $\text{県内の事業税の課税標準とすべき当該事業年度又は当該年の所得又は収入金額} \times \frac{\text{当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額}}{\text{県内の事務所又は事業所の固定資産の価額}}$ <p>(2)・(3) 省略</p> <p>3 前項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数又は従業者の数の算定については、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48第4項から第6項まで、<u>第11項及び第12項</u>又は第72条の54第2項の規定の例により算定するものとする。</p>	<p>（事業税の不均一課税）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額とする。</p> <p>(1) 電気供給業 _____、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額</p> $\text{県内の事業税の課税標準とすべき当該事業年度又は当該年の所得又は収入金額} \times \frac{\text{当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額}}{\text{県内の事務所又は事業所の固定資産の価額}}$ <p>(2)・(3) 省略</p> <p>3 前項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数又は従業者の数の算定については、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48第4項から第6項まで、<u>第9項及び第10項</u>又は第72条の54第2項の規定の例により算定するものとする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用期日)

2 第1条の規定による改正後の愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例(以下「新過疎地域県税特別措置条例」という。)の規定、第2条の規定による改正後の愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(以下「新半島振興対策実施地域県税特別措置条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例(以下「新原子力発電施設等立地地域県税特別措置条例」という。)の規定及び第5条の規定による改正後の愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(以下「新離島振興対策実施地域県税特別措置条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

3 新過疎地域県税特別措置条例第2条第1項の規定(同項第1号の算式に係る部分を除く。)、新半島振興対策実施地域県税特別措置条例第2条第1項の規定、新原子力発電施設等立地地域県税特別措置条例第2条第2項の規定、新離島振興対策実施地域県税特別措置条例第2条第1項の規定及び第6条の規定による改正後の愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例第2条第2項の規定は、平成29年3月31日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

4 新過疎地域県税特別措置条例第2条第1項の規定(同項第1号の算式に係る部分に限る。)は、平成29年4月1日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

5 新過疎地域県税特別措置条例第5条の規定、新半島振興対策実施地域県税特別措置条例第4条の規定、新原子力発電施設等立地地域県税特別措置条例第4条の規定又は新離島振興対策実施地域県税特別措置条例第5条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものにあつては、これらの規定にかかわらず、同日を申告期限とする。

○愛媛県条例第33号

愛媛県核燃料税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年7月7日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県核燃料税条例の一部を改正する条例

愛媛県核燃料税条例(平成25年愛媛県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(価額割の納税義務者等)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の核燃料の発電用原子炉への挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 発電用原子炉について原子炉等規制法第43条の3の15 <u>の規定により原子力規制委員会が行う施設定期検査の期間内に核燃料の当該発電用原子炉への装荷が行われた場合 当該施設定期検査が終了した日</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(出力割の納税義務者等)</p> <p>第5条 出力割は、発電用原子炉を設置して行う <u>運転及び廃止に係る事業</u> に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 原子炉等規制法第43条の3の33第2項の規定による認可を受けた日(以下「認可日」という。) <u> (第2項各号の期間の末日を除く) の属する一の課税期間及び当該課税期間の翌課税期間は、第2項の規定にかかわらず、次に掲げる期間 とする。</u></p> <p>(1) <u> 当該認可日の属する第2項各号の期間の初日から当該認可日の属する月の末日まで</u></p> <p>(2) <u> 当該認可日の属する月の翌月の初日から同日の属する第2項各号の期間の末日まで</u></p>	<p>(価額割の納税義務者等)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の核燃料の発電用原子炉への挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 発電用原子炉について原子炉等規制法第43条の3の15第1項 <u>の規定により原子力規制委員会が行う施設定期検査の期間内に核燃料の当該発電用原子炉への装荷が行われた場合 当該施設定期検査が終了した日</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(出力割の納税義務者等)</p> <p>第5条 出力割は、発電用原子炉を設置して行う <u>発電事業</u> に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 原子炉等規制法第43条の3の33第1項に規定する廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した日(第2項各号の期間の末日を除く。 <u>以下「終了日」という。</u>)の属する一の課税期間は、第2項の規定にかかわらず、<u>終了日の属する同項各号の期間の初日から当該終了日までとする。</u></p>

5 原子炉等規制法第43条の3の33第3項において準用する原子炉等規制法第12条の6第8項の規定による確認を受けた日（以下「確認日」という。）（第2項各号の期間の末日を除く。）の属する一の課税期間は、第2項の規定にかかわらず、当該確認日の属する同項各号の期間の初日から当該確認日までとする。

（課税標準）

第6条 核燃料税の課税標準は、価額割にあっては発電用原子炉に挿入された核燃料（当該核燃料の発電用原子炉への挿入に対して既に価額割が課され、又は課されるべきであったものを除く。第9条第1項において同じ。）の価額とし、出力割にあっては課税期間の末日（確認日の属する課税期間にあっては、当該確認日の前日）現在における発電用原子炉の熱出力とする。

2～4 省略

（税率）

第7条 省略

2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに、1,000キロワットにつき40,000円（認可日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間にあっては、30,000円）とする。

（更正及び決定に関する通知）

第11条 法第276条第4項の規定による核燃料税の更正又は決定の通知、法第278条第6項の規定による核燃料税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第279条第5項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

附 則

（有効期間等）

5 この条例は、有効期間中における核燃料の発電用原子炉への挿入並びに発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、有効期間経過後においても、なおその効力を有する。

6 第5条第2項各号、第3項、第4項各号又は第5項の期間の中途において有効期間が満了する場合は、同条第2項から第5項までの規定にかかわらず、これらの期間の初日から当該有効期間の満了の日までを一の課税期間とする。

7 有効期間の満了の日（月の末日を除く。以下「満了日」という。）と確認日とが同じ月に属する場合で確認日が満了日までに到来するとき及び前項の場合における第6条第4項後段の規定の適用については、同項後段中「1月とする」とあるのは、「切り捨てる」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に受けた核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の33第2項の規定による認可（以下「認可」という。）に係る発電用原子炉を設置して行う発電事業に対して課した、又は課すべきであった核燃料税の出力割については、なお従前の例による。

3 施行日前に受けた認可に係る発電用原子炉を設置して行う廃止に係る事業（以下「施行日前認可事業」という。）に対して課する核燃料税の出力割の施行日（施行日と当該認可を受けた日とが同じ月に属する場合にあっては、その翌月の初日とし、改正後の愛媛県核燃料税条例第5条第2項各号の期間の初日を除く。）の属する一の課税期間は、同項及び同条第4項の規定にかかわらず、当該施行日から当該施行日の属する同条第2項各号の期間の末日までとする。

4 施行日前認可事業に対して課する核燃料税の出力割の税率は、改正後の愛媛県核燃料税条例第7条第2項の規定にかかわらず、一の課

（課税標準）

第6条 核燃料税の課税標準は、価額割にあっては発電用原子炉に挿入された核燃料（当該核燃料の発電用原子炉への挿入に対して既に価額割が課され、又は課されるべきであったものを除く。第9条第1項において同じ。）の価額とし、出力割にあっては課税期間の末日 _____ 現在における発電用原子炉の熱出力とする。

2～4 省略

（税率）

第7条 省略

2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに、1,000キロワットにつき40,000円 _____ とする。

（更正及び決定に関する通知）

第11条 法第276条第4項の規定による核燃料税の更正又は決定の通知、法第278条第5項の規定による核燃料税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第279条第4項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

附 則

（有効期間等）

5 この条例は、有効期間中における核燃料の発電用原子炉への挿入及び _____ 発電用原子炉を設置して行う発電事業 _____ に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、有効期間経過後においても、なおその効力を有する。

6 第5条第2項各号、第3項又は第4項 _____ の期間の中途において有効期間が満了する場合は、同条第2項から第4項までの規定にかかわらず、これらの期間の初日から当該有効期間の満了の日までを一の課税期間とする。

7 有効期間の満了の日（月の末日を除く。以下「満了日」という。）と終了日とが同じ月に属する場合で終了日が満了日までに到来するとき及び前項の場合における第6条第4項後段の規定の適用については、同項後段中「1月とする」とあるのは、「切り捨てる」とする。

税期間ごとに、1,000キロワットにつき30,000円とする。

○愛媛県条例第34号

愛媛県個人情報保護条例及び愛媛県情報公開条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年 7月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県個人情報保護条例及び愛媛県情報公開条例の一部を改正する条例

(愛媛県個人情報保護条例の一部改正)

第1条 愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 個人情報 <u>生存する個人に関する情報であって、次のいづれかに該当するもの</u></p> <p>_____を</p> <p>_____を</p> <p>いう。</p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。))をいう。以下同じ。))により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u></p> <p>イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(2)の2 <u>個人識別符号 次のいづれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、実施機関(議会にあっては、議長。次号、第7条第1項第6号及び第3項第4号、第23条から第25条まで、第27条、第28条、第32条第1項第5号、第34条から第37条まで、第40条第1項第5号並びに第53条において同じ。))が定めるものをいう。</u></p> <p>ア <u>特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの</u></p> <p>イ <u>個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</u></p> <p>(2)の3 <u>要配慮個人情報 個人情報の本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他個人情報の本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じ</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 個人情報 <u>個人 _____に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u>をいう。</p>

ないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報という。

- (3) 省略
- (4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

- (5)・(6) 省略
（個人情報取扱事務の登録及び閲覧）

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1)～(5) 省略
- (6) その他実施機関 _____
_____ が定める事項

2～5 省略
（収集の制限）

第8条 省略

3 実施機関は、要配慮個人情報 _____ を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1)・(2) 省略
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該要配慮個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。
（個人情報の提供先への通知）

第38条 実施機関（議会にあっては、議長）は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

（愛媛県情報公開条例の一部改正）

第2条 愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（公文書の公開義務等）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公開しないものとする。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（<u>文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された</u></p>	<p>（公文書の公開義務等）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公開しないものとする。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 _____</p>

一切の事項をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 省略

(2)～(6) 省略

(審査会の調査権限)

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関(個人情報保護条例第45条の規定により諮問をした機関を含む。以下同じ。)に対し、公開決定等又は開示決定等(個人情報保護条例第24条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。)、訂正決定等(個人情報保護条例第35条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。)若しくは利用停止決定等(個人情報保護条例第44条に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。)に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は開示を求めることができない。

2～4 省略

_____により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、_____特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 省略

(2)～(6) 省略

(審査会の調査権限)

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関(個人情報保護条例第46条に規定する諮問実施機関を含む。以下同じ。)に対し、公開決定等又は開示決定等(個人情報保護条例第24条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。)、訂正決定等(個人情報保護条例第35条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。)若しくは利用停止決定等(個人情報保護条例第44条に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。)に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は開示を求めることができない。

2～4 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第35号

愛媛県事務処理の特例に関する条例及び愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のように公布する。

平成29年 7月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県事務処理の特例に関する条例及び愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事 務	市町	事 務	市町
1～2 省略		1～2 省略	
3 児童福祉法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市	3 児童福祉法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市
(1)・(2) 省略		(1)・(2) 省略	
<u>(2)の2 省令第36条の41第3項の規定に基づく養子縁組里親名簿への登録の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u>		(3) 省略	
(3) 省略			
<u>(3)の2 省令第36条の42第2項の規定に基づく養子縁組里親希望者が同項各号のいずれにも該当することその他要保護児童を委託する者として適当と認めるものであることの調査に関する事務</u>		(4) 省令第36条の42第2項の規定に基づく養育里親名簿に登録し、又は登録しないことの決定(専門	
(4) 省令第36条の42第3項の規定に基づく養育里親名簿に登録し、又は登録しないことの決定(専門			

里親にあつては、専門里親として養育里親名簿に登録し、又は登録しないことの決定) 及び養子縁組里親名簿に登録し、又は登録しないことの決定に係る通知書の交付に関する事務

(5) 省令第36条の43第1項の規定に基づく養育里親又は養子縁組里親が死亡した場合等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

(6) 省令第36条の43第2項の規定に基づく養育里親名簿又は養子縁組里親名簿の登録事項の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

(7) 省令第36条の44第1項第1号の規定に基づく養育里親名簿又は養子縁組里親名簿の登録の消除の申出の受付及び当該申出に係る申出書の知事への送付に関する事務

(8) 省略

(8)の2 省令第36条の46第3項の規定に基づく養子縁組里親名簿の登録の更新の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務

(9) 省令第36条の47の規定により養育里親の認定等に準じて行う省令第1条の39に規定する

_____者(以下この項において「親族里親希望者」という。)の認定等に関する次に掲げる事務

ア _____親族里親(親族里親希望者のうち、要保護児童を委託する者として適当と認めるものをいう。以下この項において同じ。)の認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付

イ _____親族里親希望者が要保護児童を委託する者として適当と認めるものであることの調査

ウ _____親族里親希望者を親族里親として認定し、又は_____認定しないことの決定に係る通知書の交付

エ _____親族里親が死亡した場合等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付

オ _____親族里親の認定の取消しの申出の受付及び当該申出に係る申出書の知事への送付

(10)~(13) 省略

4~62 省略

里親にあつては、専門里親として養育里親名簿に登録し、又は登録しないことの決定) _____

に係る通知書の交付に関する事務

(5) 省令第36条の43第1項の規定に基づく養育里親_____が死亡した場合等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

(6) 省令第36条の43第2項の規定に基づく養育里親名簿_____の登録事項の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

(7) 省令第36条の44第1項第1号の規定に基づく養育里親名簿_____の登録の消除の申出の受付及び当該申出に係る申出書の知事への送付に関する事務

(8) 省略

(9) 省令第36条の47の規定により養育里親の認定等に準じて行う省令第1条の33第2項第1号に掲げる者(以下この項において「養子縁組希望里親希望者」という。)又は同項第2号に掲げる者(以下この項において「親族里親希望者」という。)の認定等に関する次に掲げる事務

ア 養子縁組希望里親名簿への登録の申請又は親族里親(親族里親希望者のうち、要保護児童を委託する者として適当と認めるものをいう。以下この項において同じ。)の認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付

イ 養子縁組希望里親希望者又は親族里親希望者が要保護児童を委託する者として適当と認めるものであることの調査

ウ 養子縁組希望里親希望者を養子縁組希望里親名簿に登録し、若しくは登録しないことの決定又は親族里親希望者を親族里親として認定し、若しくは認定しないことの決定に係る通知書の交付

エ 養子縁組希望里親(養子縁組希望里親希望者のうち、要保護児童を委託する者として適当と認めるものであって、養子縁組希望里親名簿に登録されたものをいう。)又は親族里親が死亡した場合等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付

オ 養子縁組希望里親名簿の登録事項の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付

カ 養子縁組希望里親名簿の登録の消除の申出又は親族里親の認定の取消しの申出の受付及び当該申出に係る申出書の知事への送付

(10)~(13) 省略

4~62 省略

(愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第49号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第11章 省略</p> <p>第12章 <u>児童心理治療施設</u> (第91条―第98条)</p> <p>第13章～第15章 省略</p> <p>附則</p> <p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第17条 <u>乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設</u>及び児童自立支援施設は、これらの施設の設置者が入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。)第12条の2の厚生労働大臣が定める給付金(以下「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>(苦情への対応)</p> <p>第21条 省略</p> <p>2 <u>乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設</u>及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって、当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。</p> <p>3・4 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>第12章 児童心理治療施設</u></p> <p>(設備の基準)</p> <p>第91条 <u>児童心理治療施設</u>の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(職員)</p> <p>第92条 <u>児童心理治療施設</u>には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理の業務の全部を委託する場合にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、<u>児童心理治療施設</u>において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、<u>児童心理治療施設</u>の職員の基準は、規則で定める。</p> <p>(<u>児童心理治療施設</u>の長の資格等)</p> <p>第93条 <u>児童心理治療施設</u>の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第74条第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う<u>児童心理治療施設</u>の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、<u>児童心理治療施設</u>を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>児童心理治療施設</u>の職員として3年以上勤務した者</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第11章 省略</p> <p>第12章 <u>情緒障害児短期治療施設</u>(第91条―第98条)</p> <p>第13章～第15章 省略</p> <p>附則</p> <p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第17条 <u>乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設</u>及び児童自立支援施設は、これらの施設の設置者が入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。)第12条の2の厚生労働大臣が定める給付金(以下「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>(苦情への対応)</p> <p>第21条 省略</p> <p>2 <u>乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設</u>及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって、当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。</p> <p>3・4 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>第12章 情緒障害児短期治療施設</u></p> <p>(設備の基準)</p> <p>第91条 <u>情緒障害児短期治療施設</u>の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(職員)</p> <p>第92条 <u>情緒障害児短期治療施設</u>には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理の業務の全部を委託する場合にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、<u>情緒障害児短期治療施設</u>において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、<u>情緒障害児短期治療施設</u>の職員の基準は、規則で定める。</p> <p>(<u>情緒障害児短期治療施設</u>の長の資格等)</p> <p>第93条 <u>情緒障害児短期治療施設</u>の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第74条第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う<u>情緒障害児短期治療施設</u>の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、<u>情緒障害児短期治療施設</u>を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>情緒障害児短期治療施設</u>の職員として3年以上勤務した者</p>

(4) 省略

2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、基準省令第74条第2項の厚生労働大臣が指定する者が行う資質の向上のための研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第94条 児童心理治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会生活に適應する能力の回復を図り、当該児童が、当該児童心理治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行われなければならない。

2 児童心理治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行われなければならない。

(自立支援計画の策定)

第95条 児童心理治療施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第96条 児童心理治療施設は、法第43条の2に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第97条 児童心理治療施設については、第65条の規定を準用する。

(関係機関との連携)

第98条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(4) 省略

2 情緒障害児短期治療施設の長は、2年に1回以上、基準省令第74条第2項の厚生労働大臣が指定する者が行う資質の向上のための研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第94条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会生活に適應する能力の回復を図り、当該児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行われなければならない。

2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行われなければならない。

(自立支援計画の策定)

第95条 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第96条 情緒障害児短期治療施設は、法第43条の2に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第97条 情緒障害児短期治療施設については、第65条の規定を準用する。

(関係機関との連携)

第98条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第92条第4項の規定の適用については、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設（以下「情緒障害児短期治療施設」という。）において児童の指導に従事した期間は、改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設（以下「児童心理治療施設」という。）において児童の指導に従事した期間とみなす。

3 新条例第93条第1項の規定の適用については、第2条の規定による改正前の愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第93条第1項の研修を受けた者は新条例第93条第1項の研修を受けた者と、情緒障害児短期治療施設の職員として勤務した期間は児童心理治療施設の職員として勤務した期間とみなす。